

「川崎市環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方」に対する意見募集の結果について

川崎市環境審議会総合政策部会

川崎市環境審議会では、平成20年10月に川崎市長から「川崎市環境基本計画の改定について」の諮問を受け、環境審議会の総合政策部会において具体的な審議を進めています。

この度、川崎市環境基本計画の改定についての審議を進めるに当たって参考とさせていただくため、この間の検討結果を踏まえた「川崎市環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方」を作成し、平成21年4月1日から1ヶ月間、市民や事業者の皆様から広く御意見・御提案を募集いたしました。

その結果、次のとおり御意見をいただきましたので、御意見の要旨と御意見に対する環境審議会総合政策部会の考え方を公表いたします。

1 意見募集の概要

題名	「川崎市環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方」
意見の募集期間	平成21年4月1日から4月30日まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	ホームページ、閲覧場所の設置（各区役所・支所、環境局総務部環境調整課） 紙資料の設置（かわさき情報プラザ、各区市民館・図書館等）
結果の公表方法	ホームページ
意見提出した人数	8人（意見総数69件）

2 意見に対する審議会の考え方の区分

A	意見の趣旨が既に「川崎市環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方」に取り入れられていると考えられるもの。又は、既に市による施策としての取組が行われているもの
B	意見の趣旨を審議や答申に活かしていく方向で検討するもの
C	意見の趣旨を今後の検討事項として市に伝えるもの

3 区分ごとの御意見の要旨

A 意見の趣旨が既に「川崎市環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方」に取り入れられていると考えられるもの。又は、既に市による施策としての取組が行われているもの

番号	項目名	御意見（要旨）
1	P1~2 第1章 計画の基本的事項	環境基本計画は他の個別計画の基盤となるよう位置づけるべき。
2	P3~5 第2章 計画の目標	環境政策「地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす」の総合的目標の「再生可能エネルギーの導入、使用などの・・・」のところに「自然のエネルギーの活用」を入れて欲しい。

3	P6~12 第3章 重点分野	化学物質以降の重点目標を早急に掲げるべき。
4	P9 重点分野 緑の保全・創出・育成	「緑の保全・創出・育成」の重点目標に農地だけでなく、樹林地の目標も掲げるべきでないか。
5	P17~18 第6章 計画の推進	現行の計画の施策の実施状況を総点検し、その結果を公表し、市民が検証できる制度を設けること。
6	具体的施策に関する	廃棄物対策で、その他プラスチックの分別を早急を実施するとともに、事業者責任を強く指導してほしい。
7	御意見	太陽光発電の公共施設、事業所、マンション、団地等の屋上設置を推進してほしい。
8		緑地保全は市による買い上げ、市民や事業者からの基金により保全を進めてほしい。
9		公共バスがアイドリングストップをうたいながら信号待ちで実行していない。
10		温暖化防止に向けた意識啓発について、単なる情報提供だけのフォーラム等ではなく、具体的なイベント活動について市民との協働で取り組んでほしい。
11		市職員みずからが自動車通勤を抑制し、公共交通機関を利用することで低公害通勤・移動の模範となってほしい。 【同趣旨意見 他1件】

B 意見の趣旨を審議や答申に活かしていく方向で検討するもの

番号	項目名	御意見（要旨）
1	P5 第2章 計画の目標	環境政策「安心して健康に暮らせるまちをめざす」の総合的目標の公害問題の克服の部分に「長年にわたり」と加えて欲しい。
2	P6~12 第3章 重点分野	生物多様性の保全を重点分野に加えること。
3	P7 重点分野	二酸化炭素を大量発生、放出させる事業者、自動車等の個別発生量の把握の実施、公表制度の整備と対策を示すこと。
4	地球温暖化	自然エネルギーの活用や技術開発について記すこと。
5	P9 重点分野 緑の保全・創出・育成	「緑の保全・創出・育成」の事業者に求められる取組例として、企業・事業所は、施設の緑化や山林の保全等についても貢献すべき。

6	P10	事業者の取組例として徹底したアイドリング・ストップを追加すべき。
7	重点分野 大気環境対策の推進	事業者に求められる取組例として、「住宅密集地の車の運行をさけて、ロードプライシングにより臨海部（工場群）側の利用促進を図る」と追加すること。
8	P11 重点分野 国際貢献	国際貢献の推進について、環境技術の普及だけでなく、公害被害者や公害をなくす運動の経験を取り入れることを検討すべき。
9	計画全般に対する意見	人・動物・植物が快適に生活できる、バランスのよい環境を作ることを環境基本計画の改定のための基本的な考え方とすべき。
10	現行の環境基本計画に関する	基本的施策の自動車公害の防止について、環境ロードプライシング、公共車両優先システム等の導入等は検討段階にとどまり具体的な取組に乏しい。今後、モデル事業や社会実験等のより具体的な事業に着手してほしい。
11	御意見	基本的施策の自動車公害の防止について、鉄道交通機関の利便性向上として、増便のサービス向上だけではなく、駅のバリアフリー化を進めるなど、鉄道事業者に対して、積極的な改善指導と支援等をしてほしい。
12	具体的施策	生ごみの農地への還元を進め、焼却しないでほしい。
13	に関する	マイカーから路線バスへの乗り換えを促す広報活動等を積極的に行うこと。
14	御意見	エコドライブの実施について、一般的な呼びかけに留まらず、実効性を担保する制度として実施すること。
15		交通分野の環境対策として、警察と連携し、警察交通規制を環境対応型にするよう求めること。

C 意見の趣旨を今後の検討事項として市に伝えるもの

番号	項目名	御意見（要旨）
1	P1～2 第1章	総合的な目標の設定に当たっては、市民の生命と健康が守られていることを明確にすることが必要（ぜん息の治療率や発生率などを指標とする）。
2	計画の基本的事項	総合的な目標の設定に当たっては、予防原則、汚染者負担原則が貫かれていることが必要。
3	P3～5 第2章 計画の目標	分野別環境像について「安心して健康に暮らせるまち」の順位が低く見えることは容認できない。
4	P6～12 第3章 重点分野	交通制御計画の実施を追加し、気象条件・汚染条件から規制強度判定を行い、市域内への自動車流入量を随時規制し、条例を制定・施行してほしい。 【同趣旨意見 他1件】
5	P10 重点分野 大気環境対	重点目標について、2015年までに二酸化窒素の対策目標値の下限値の達成期限を定めるべき。また、短期的評価基準の設定が必要である。 【同趣旨意見 他1件】
6	策の推進	重点目標について、光化学オキシダントの注意報ゼロの目標が2020年となっているが遅すぎる。 【同趣旨意見 他1件】

7		重点目標の微小粒子状物質（PM2.5）について、国の環境基準以外に市も独自に検討し対策を進めるべき。 【同趣旨意見 他1件】
8		市の取組の「交通需要管理の推進」に川崎市内での公共交通の稼働状況、車種別燃料消費量の随時公開等を追加すべき。 【同趣旨意見 他1件】
9		市の取組「揮発性有機化合物（VOC）の対策の推進」にプラスチックごみの中間処理施設での排気空気を環境中に放出しない対策をとり、モニタリング結果を常時公表すると追加すべき。 【同趣旨意見 他1件】
10		市の取組に市所有の自動車の保有数、毎日の稼働状況を全部局・課・係別に毎月公表し、永久保存することを追加するべき。 【同趣旨意見 他1件】
11		市の取組に全部局・課・係別の自動車利用低減の取組を毎月公表し、永久保存すべき。 【同趣旨意見 他1件】
12		アイドリング・ストップに関する項目を設定し、非実行車両・業者に対する市への通報・公表・警告制度を条例で確立すべき。 【同趣旨意見 他1件】
13	P12 重点分野 環境教育・環境学習の推進	重点目標に「環境教育用教材の開発・保管・配布の仕組みを確立し、開発・保管・配布支援・援助する。」と追加し、目標に応じた市の取組、市民・事業者に求められる取組例を設定してほしい。 また、上記の活動発展を目的とした表彰制度を設けてほしい。
14	P12 重点分野 環境パートナーシップの推進	「環境パートナーシップの推進」について、居住環境、年齢構成等により、「環境」のとらえ方に違いがあるため、「組織間交流や事例発表と提言を重ねる場、会議とする。」を追加すること。
15	P15 第5章 環境配慮指針	環境配慮指針について、臨海部は産業活動やエネルギー・運輸などが活発であり、大量の公害と温暖化ガスの排出源となっている。加えて、緑や水辺が少ない。現状への配慮だけでなく、都市構造の大変革も進めないと良くならない。
16	P17 第6章 計画の推進	計画の推進に必要な取組として、環境調査制度は民間大規模事業を対象とし、環境影響評価制度については、代替案の義務付け、計画・構想段階における一層の環境配慮が必要である。
17	現行の 環境基本計画に関する	基本的施策の自動車公害の防止について、自動車中心の道路整備から、自転車道・駐輪場の整備など自転車利用や歩行者の安全を主眼においた道路整備へと変換を図ってほしい。 【同趣旨意見 他1件】
18	御意見	基本的施策の快適な都市空間の創出について、歩道及び自転車道の整備等の推進をより具体的な数値目標を設定して推進してほしい。 【同趣旨意見 他1件】
19		基本的施策の快適な都市空間の創出について、「駐車場等の案内板」の等について、「駐輪場」、「道案内」を明示すると共に、地域市民等との協働等により、利用者目線の実用的・効果的な案内板を設置してほしい。
20		基本的施策の地球温暖化の防止について、具体的な二酸化炭素削減目標を設定し、より積極的に事業や政府への働きかけをしてほしい。

21	具体的施策 に関する 御意見	市民活動やボランティア活動の場において、ITの活用による「森林資源（紙）の節減」、「市民団体活動の効率化支援」を追加すること。
22		大気環境対策の推進の観点から、環境基準等を超過している地域では、大気汚染発生源の新增設を認めるべきではない。
23		新たなマンション等の建設に当たり、環境配慮だけでなく、強制力のある条例を制定して超高層ビルの建設を阻止し、景観を保全してほしい。
24		電球の分別収集を行ってほしい。
25		大気汚染発生源の新增設の際は環境基準を達成する目途を示すことが重視されるべき。
26		井田病院へのバス路線は、市バスと病院からの無料送迎バスは二重路線となっていて、環境面に問題がある。連携をすれば無駄が省けるため、川崎市庁内の他局間の連携を強化すること。
27		公害の発生源が工場から自動車へ変化しているため、自動車対策を強化するとともに、ぜん息等公害被害者への救済を強化すること。
28		市職員の移動には公用車を使用せず、公共交通機関や自転車を利用すること。
29		近距離での物品の配送に自転車・リヤカーを使用する事業者への助成等を行うこと。 【同趣旨意見 他1件】
30		マイカー通勤を禁止し、自転車通勤を促進している企業などを表彰する制度を設けること。